

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《134～135、140 頁》「会員等の外務員の登録等に関する規則」一部改正

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>規律委員会</u>)</p> <p>第2条 定款第45条に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を<u>規律委員会</u>(以下「委員会」という。)に委任する。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(<u>外務員の職務禁止措置</u>)</p> <p>第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下「指導等規則」という。)第12条の規定による<u>委員会</u>の審議の結果、外務員(外務員であった者を含む。)が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置(以下「外務員の職務禁止措置」という。)を講ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条の3～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>外務員登録等資格委員会、綱紀委員会</u>)</p> <p>第2条 定款第48条第1項の外務員登録等資格委員会(以下「委員会」という。)及び定款第46条第1項の<u>綱紀委員会</u>は、前条の目的を達成するための機関とする。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(<u>外務員の職務禁止措置</u>)</p> <p>第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下「指導等規則」という。)第12条の規定による<u>綱紀委員会</u>の審議の結果、外務員(外務員であった者を含む。)が指導等規則第6条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置(以下「外務員の職務禁止措置」という。)を講ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条の3～第16条 (略)</p> <p>(新設)</p>